

要 請 書

平成 2 5 年 1 1 月 6 日

最高裁判所長官

竹崎 博允 殿

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-10

要請人 全国ハンセン病療養所入所者協議会

会 長 神 美知宏

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津647

要請人 「らい予防法」違憲国賠訴訟全国原告団協議会

会 長 冨 雄二

〒861-1113 熊本県合志市栄3796

要請人 国立療養所菊池恵楓園入所者自治会

会長代行 志村 康

第 1 要請の趣旨

ハンセン病を理由にした特別法廷設置許可決定の正当性について、速やかに第三者機関を設置した上で検討し、その成果を公表することを要請します。

第 2 要請の理由

1 要請人について

(1) 要請人である全国ハンセン病療養所入所者協議会は、13の国立ハンセン病療養所の入所者によって構成される自治組織であり、1951年(昭和26年)の結成以来今日まで、入所者の人権の確立、

処遇の改善等を掲げて活動を続けてきました。

(2) 同じく要請人である「らい予防法」違憲国賠訴訟全国原告団協議会は、日本のハンセン病隔離政策とその法的根拠となった「らい予防法」が憲法違反であるとして、熊本、東京、岡山各地域に提訴した各原告団の協議体であり、訴訟終結後も、熊本地裁判決によって認められた国の法的責任に基づく被害回復の実現のために活動を継続している組織です。

(3) 国立ハンセン病療養所菊池恵楓園入所者自治会は、熊本県合志市に所在する菊池恵楓園の入所者によって構成される自治組織であり、入所者の人権の確立、処遇改善等に取り組んできました。

2 菊池事件について

(1) 以上の要請三団体は、2012年（平成24年）11月7日、ハンセン病差別によるえん罪事件である後述の菊池事件について、検事総長に対し、検察官自ら再審請求をするよう要請した当事者でもあります。

そこで、先ず、今回の要請の直接の契機となった菊池事件について、概略をご説明したうえで、本件要請の本旨について論述させていただきます。

(2) 菊池事件とは、ハンセン病患者とされた藤本松夫氏が、自分の病気を熊本県衛生課に通報した村役場職員を逆恨みして殺害した等として、菊池恵楓園内等に設けられた仮設法廷での審理を経て、1953年（昭和28年）8月29日に死刑判決の宣告を受け、1962年（昭和37年）9月14日に死刑執行された事件です。

同氏は、一貫して無罪を主張し、判決確定後も三度に及ぶ再審請求を行ってきましたが、第三次再審請求が棄却された翌日、同決定の確定前に死刑執行されました。

(3) 同事件について、要請人らが検事総長に対し、再審請求に及んだ理由は、添付いたしました再審請求要請書及び要請理由補充書に記載したとおりですが、その主たる理由が一つが本要請の趣旨に記載しました裁判所法第69条第2項の「特別法廷」（以下、裁判所法第69条第2項によって裁判所外で開廷された法廷を「特別法廷」と称することとします。）における審理の違憲性です。

3 最高裁判所によるハンセン病を理由とする「特別法廷」の許可の状況について

(1) 裁判所法第69条第2項は、「最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる」と定めています。

一般に、この規定は、火災・水害等によって裁判所の建物が使用しえない状況に陥った場合に適用されると解釈されており、公開の法廷であることが当然の前提とされています。

(2) ところが、最高裁判所は、この規定を根拠にハンセン病と疑われた者の裁判については、例外なく、「特別法廷」で審理・判決することを許可し続けてきました。

2001年5月11日になされた熊本地裁判決の確定後に、厚生労働省が財団法人日弁連法務研究財団に委託して設置した「ハンセン病問題に関する検証会議」からの問合わせに対する最高裁事務総局からの回答書によりますと、裁判所法が施行された1947年（昭和22年）から1972年（昭和47年）2月29日までの間に、ハンセン病を理由として「特別法廷」による審理が許可された事例は95件に及び、その内94件が刑事事件であったとされています。

(3) こうした「特別法廷」は、隔離施設であるハンセン病療養所内に仮設された「法廷」あるいは、その後に菊池恵楓園に併設された菊池医療刑務所支所内に設けられた「法廷」で開廷されており、憲法第37条、第82条第1項が規定する公開裁判の要件を充足しないことが明らかです。

(4) しかも、こうした「特別法廷」の多くにおいては、裁判官をはじめとして、関係者が、白い予防衣を着用し、ゴム長靴を履き、手袋までしていたと伝えられており、被告人の着衣、凶器等の証拠物を火箸等で扱ったとされています。

これらは、ハンセン病についての著しい偏見に基づくものであり、「特別法廷」での審理がハンセン病患者とされる被告人をあたかも「ばい菌」であるかの如く取扱った異様な雰囲気の下で進められたことを意味しています。

4 最高裁判所による「特別法廷」の許可と「らい予防法」

(1) 最高裁判所による「特別法廷」の許可決定は、別紙のとおりであり、裁判所法第69条第2項に規定する「必要と認めるとき」との要件について、どのように判断したのかについては、何ら明らかにされていません。

しかしながら、こうした許可がハンセン病患者である被告人に集中的になされていることを考慮しますと、「らい予防法」による患者隔離の必要性を踏まえての判断であることは、疑う余地がありません。

(2) 一方で、「らい予防法」（昭和28年法律第210号）第15条は「入所患者」の外出につき、その第1項2号において、「法令により国立療養所外に出頭を要する場合であつて、所長がらい予防上重大な支障を来すおそれがないと認めたとき」には、外出が認めら

れることを規定しています。

したがって、「らい予防法」を前提としても、ハンセン病と診断されている被告人について、裁判所内の法廷において審理すべきか、療養所内で「特別法廷」で審理すべきかについては、「らい予防上重大な支障を来すおそれ」がないかどうかの療養所長の判断によることとされていたこととなります。

しかしながら、最高裁判所が「特別法廷」を許可するにあたって、療養所長にこのような判断を求めた形跡は認められていません。

5 「特別法廷」が憲法に違反すること

(1) 「らい予防法」によるハンセン病隔離自体が憲法違反とされていること

ア 1996年（平成8年）4月1日に廃止された「らい予防法」第11条により国立療養所に入所させられていた入所者らが、国家賠償法に基づき損害の賠償を求めた事案について、平成13年5月11日、熊本地方裁判所は、厚生大臣のハンセン病隔離政策遂行上の違法及び国会議員の立法行為、立法不作為の国家賠償法上の違法を認めました。

同判決は、ハンセン病患者の隔離の必要性について、新法制定よりはるか以前からハンセン病が感染し発症に至るおそれが極めて低い病気であることを政府やハンセン病医学の専門家が十分に認識していたこと、昭和22年にはプロミンがハンセン病に著効を示すことが明らかになったことなど、当時の医学的知見やハンセン病の蔓延状況、国際的な傾向を総合的に検討して、「新法（上記らい予防法）制定（昭和28年）当時においては、少なくとも、病型による伝染力の強弱のいかんを問わずほとんどすべてのハンセン病患者を対象としなければならないほどの隔離の

必要性は見だし得ないというべきである。」とし、さらに、「遅くとも昭和35年以降においては、もはやハンセン病は、隔離政策を用いなければならないほどの特別の疾患ではなくなっており、病型のいかに問わず、すべての入所者及びハンセン病患者について、隔離の必要性が失われたものといわざるを得ない。」と判示した上で、「新法の隔離規定は、新法制定当時から既に、ハンセン病予防上の必要を超えて過度な人権の制限を課すものであり、公共の福祉による合理的な制限を逸脱していた。」「遅くとも昭和35年には、新法の隔離規定は、その合理性を支える根拠を全く欠く状況に至っており、その違憲性は明白となった」として、らい予防法隔離規定が違憲であることを認めています。

(2) 隔離施設での「特別法廷」は、憲法第37条第82条第1項に違反するものであること

既に申し述べたとおり、裁判所法第69条第2項が定める裁判所外での法廷は、公開を前提としたものです。

しかしながら、最高裁判所は、ハンセン病患者である被告人については、隔離施設であるハンセン病療養所内の仮設の法廷を「特別法廷」として許可したのですから、このような処分が憲法第37条第82条第1項の公開の裁判の規定に反することは明白です。

しかも、上述のように、熊本地裁判決によれば、1953年（昭和28年）当時において、ハンセン病は「ほとんどすべてのハンセン病患者を対象としなければならないほどの隔離の必要性は見だしえない」とされていたうえに、「らい予防法」ですら、その15条において、裁判所への出廷を認められる場合を規定していたのですから、最高裁判所が、ハンセン病患者である被告人について療養所内の「特別法廷」での審理を許可したことが憲法違反であるこ

とは争う余地がない程に明白です。

(3) 「特別法廷」における審理によって死刑判決までなされていること

ア 上述の菊池事件では、1953年（昭和28年）8月29日熊本地裁で死刑判決がなされ、控訴棄却を経て、最高裁判所は、1957年（昭和32年）8月23日に上告棄却により、判決を確定させています。

同棄却判決は、同事件が「特別法廷」で審理されたものであることを十分に了知したうえで下されたものです。

イ その後の再審請求においても、最高裁判所は、棄却決定に対する特別抗告を棄却し続けており、第二次再審請求に対する特別抗告を最高裁判所が棄却したのは、1961年（昭和36年）10月4日です。

このことは、熊本地裁判決が、国のハンセン病隔離政策やその法的根拠となった「らい予防法」の違憲性が遅くともこの時期には明白になったとして国賠法上の責任を認めた1960年（昭和35年）より後の時点においても、最高裁判所は、「特別法廷」での審理の違憲性について全く看過していたということになります。

ウ 最も深刻な問題は、一貫して無実を訴え続けた藤本氏の場合には、このような「特別法廷」における審理によって、死刑判決が下され、確定し、執行されてしまっているということです。

（この菊池事件の審理が、ハンセン病に対する偏見に満ちた如何に杜撰なものであったのかについては、本要請の本旨とははずれますが、是非とも添付の再審要請理由書やその補充理由書をご覧ください。）

エ このような無実を訴える者に対してまで死刑判決を下したという点において、「特別法廷」の違憲性の問題は、戦後における日本の司法にとっての最も深刻な過誤であったと言うべきではないかと思料されます。

6 司法のみが、ハンセン病隔離政策において果たした責任について検証していないこと

(1) 2001年(平成13年)5月11日になされた、上記違憲判決においては、厚生大臣は、厚生省の隔離政策の「抜本的変換やそのために必要となる相当な措置を執ることなく、入所者の入所状態を漫然と放置し、新法6条15条の下で隔離を係属させたこと、また、ハンセン病が恐ろしい伝染病でありハンセン病患者は隔離されるべき危険な存在であるとの社会認識を放置したことにつき、法的責任を負うものというべきであり、厚生大臣の公権力の行使たる職務行為に国家賠償法上の違法性があると認めるのが相当であり、「厚生大臣に過失があることを優に認めることができる」として、厚生大臣の責任が認められました。そのうえで、「国会議員には、昭和40年以降においても、なお新法の隔離規定を改廃しなかった点に違法があり、国会議員の過失も優にこれを認めることができる」として、国会議員の国賠法上の責任についても明らかにしました。

こうした判決を受けて、同月25日、内閣総理大臣から、ハンセン病患者らに対する謝罪の意を含んだ控訴断念の談話がなされ、同日同違憲判決は確定しました。

(2) 同判決を受け、2002年(平成14年)3月23日には、厚生労働大臣より謝罪広告がマスコミ各紙に掲載され、その後、厚生労働省はハンセン病に関する事実検証調査を行い、その成果と

してハンセン病問題に関する検証会議最終報告書を公表しています。

一方で、2001年（平成13年）6月7日には衆議院において、翌日の8日には参議院において国会の責任を認めたいうでの謝罪決議がなされ、同月22日には隔離政策の被害者らを慰藉すること等を目的として「ハンセン病療養所入所者等に関する補償金の支給等に関する法律」が議員立法により制定されています。

(3) このように、行政や国会は、各自のハンセン病隔離政策への責任を認め、その責任を果たすべく適切な対応を採ってきました。

しかし、国の隔離政策に加担し続けてきたというべき最高裁判所は、上記違憲判決後10年以上経過した現在までに、1947年（昭和22年）以降の上記特別法廷許可決定を含む自己の責任について何らの検証作業もしておらず、責任の所在に関する意思表示もしていません。

1999年（平成11年）以降、国民により身近な司法となることを目指し、司法制度全般に関する改革が行われていますが、三権の一翼を担う司法権の属する裁判所自身が過去の自己の過ちを明らかにしない限りは、国民に対して果たすべき責任を果たしたことはならず、国民からの信頼を勝ち得ることなど到底不可能ではないかと思料されます。

蓋し、最高裁判所は、日本国憲法の番人として、憲法により違憲立法審査権を与えられているのであり、その最高裁判所が、自ら犯した憲法違反の事態について何ら検証することもなく、反省を示さないままこれを看過するということになれば、国民の誰一人として司法に対する信頼を失うに至ることは必定だと考えるからです。

7 結語

よって、要請人らは、最高裁判所によるハンセン病を理由とした特別法廷設置許可決定の正当性について、速やかに第三者機関を設置した上で、実際に「特別法廷」を経験した法曹等へのヒアリング等によって、ハンセン病を理由とする特別法廷許可決定に関する事実の検証調査を行い、その成果について公表することを要請する次第です。

なお、当該第三者機関の設置については、要請人ら代理人である当弁護団と協議することを求めます。

第3 添付資料

- 1 再審請求要請書
- 2 再審請求要請理由補充書
- 3 平成14年3月23日毎日新聞（抜粋）
- 4 ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書（抜粋）

以上

要請人ら代理人

菊池事件再審弁護団 弁護士 徳田靖之 外 21名
(徳田靖之 署名 印)

(連絡先)

〒860-0844 熊本市中央区水道町1-4-27 KADビル9F

桜樹法律事務所 (TEL 096-278-7212/FAX 096-278-7213)

菊池事件再審弁護団事務局長 弁護士 馬場 啓